

天保乙未新刊

嚶鳴館遺草

本館蔵板

てんぼうきのとひつじ
天保乙未（一八三五年）
しんかん
新刊

おうめいかんいそ
嚶鳴館遺草

ほんかん
本館
おうめいかん
（嚶鳴館）
ぞうばん
蔵板

序

尾藩平洲先生之令嗣。曰徳昌字世克。刻嚶鳴館国字遺草。因上田子成索叙。余年少時執贄於太室井子。而先生於井子契有素。因余亦時來往。受其誨言。今而思之。恍如夢寐。事在四十余年外。此編皆係雜記答問及書翰。其言的實深切易通曉。人能服行。資其日用。不啻如布帛菽粟。而其間往々亦有所親聞。因倍追念往事。俾人不勝悽惋。嗚呼。逝而不返者歲也。老者謝而少者老。唯有文字不磨滅耳。世克刻而傳之。其宜。乃弁詹言。

天保乙未花朝前三日林衡

甄書

序【書き下し文】

尾藩の平洲先生の令嗣は、徳昌、字を世克と曰う。嚶鳴館の国字の遺草を刻す。因つて上田子成の叙を索む。余年少の時、太室井子に贄を執る。而して先生井子に契ること素より有り。因つて余も亦、時に來往し、其の誨言を受く。今にして之を思へば、恍なること夢寐の如し。事四十余年の外に在り。此編、皆、雜記答問及び書翰に係る。其の言の實に深切にして、通曉すること易し。人能く服行すれば、其の日用を資すること、啻だ布帛菽粟に如かず。而して其の間、往々にして亦親しく聞く所有らば、因つて倍ます往事を追念す。人をして悽惋に勝へざらしむ。嗚呼。逝きて返らざるは歳也。老者は謝して少者は老ゆ。唯だ文字有らば磨滅せざるのみ。世克刻して之を傳う。固より其れ宜しきかな。乃ち詹言を弁ず。

てんぼうきのとひつじ かぜんまえ はやしたいら
天保乙 未花朝前三日 林 衡

ひかるしよ
訛書す

林述齋(はやしじゆつさい)
(二七六八一—一八四二)

江戸後期の儒者。名は衡(たいら)、字(あざな)は徳詮。述齋、蕉隱(しよういん)、蕉軒(しようけん)と号す。美濃(みの)国(岐阜県)岩村藩主松平乗蘊(まつくだいらのりもり)(二七一六一—一七八三)の三男。林家(りんけ)七世信敬(のぶたか)(二七六七—一七九三)に嗣がなかったため、一七九三年(寛政五)幕命により林家を継ぐ。大学頭(だいがかみ)に任ず。幕府による寛政(かんせい)異学の禁に応じて、昌平(しょうへい)の幕府の官学化、幕臣に対する学問吟味の制度の創設、正学たる朱子学の振興などに努めて、目覚ましい成果をあげる。林家中興の祖と称せられる。著書に『蕉軒(しようけん)雑録』などがある。

『玉懸博之』

日本大百科全書(ニッポニカ)の解説より

※文末の「訛書」は、述齋三男林訛(ひかる)、林家九代林檉宇(てい)が書したことを示している。

(林述齋の巻頭の言葉)

尾張藩の細井平洲先生の跡継ぎは、徳昌(とくしょう)といい、あざな(実名のほかにつけた名前)を世克(せいき)といいます。この跡継ぎの徳昌は、平洲先生の和文の遺著である『嚶鳴館遺草』を出版しました。西条藩士の上田子成がまとめたものです。私(林述齋)は、若いときに洪井太室先生の教えを受けました。平洲先生は洪井太室と古くからの知り合いです。だから、私は平洲先生のところへも行きました。そして、その教えを受けました。今になってそのことを思うと、夢のようにおぼろげですが、四十年あまり前の事でした。

この書物は、平洲先生の雑記、質問に対する答え、それに書簡にまとめたものです。その内容は、実にびったりとそのことにあるはまり、よく通じ明らかでわかりやすいです。人がよくこれを身につければ、その毎日の暮らしの助けになります。人の暮らしに役立つのは衣類や食べ物ばかりではないのです。

こうしたあいだにも、しばしば親しみをこめて聞こえてくることがありました。

よって、昔のことを残念に思うことが増し、かなしみいたむことになえられなくなりました。

ああ、逝ってしまっても返らないのは歲月です。老人は世を去り、若者は年老いていきます。それでも文字としてあるものは消え去ることがないのです。世克は出版をすることによってこのことを伝えようとしています。まことにすばらしいことです。そこで、このまえがきを書きました。

天保六(一八三五)年二月三日

林 衡(述齋)

ひかる はやしひかる てい
訛(林訛・檉宇)書す

嚶鳴館遺草目録

卷之一 野芹 上中下

卷之二 上ハ民の表 教学 政の大体

農官の心得

卷之三 もりかがみ 対人之問忠 建学大意

卷之四 管子牧民国字解

卷之五 つらつらぶみ

卷之六 花木の花本末 対某侯問書

附録

与樺世儀手簡

嚶鳴館遺草目次

卷の一 野芹 上中下 のぜり じょうちゆうげ

卷之二 上ハ民の表 かみ たみ おもて

教学 きょうがく

政の大体 まつりごと だいたい

農官の心得 のうかん こころえ

卷之三 もりかがみ

対人之問忠 ひとのちゆうをどうにこたえる

建学大意 けんがくたいい

卷之四 管子牧民国字解卷の五 つらつらぶみ かんしほくみんこくじかい

卷之六 花木の花 本末 はなき はなほんまつ

対某侯問書 ぼうこうのといにこたえるしよ

附録 与樺世儀手簡 (樺島世儀に与えた書簡) かばしませいぎ

嚶鳴館遺草卷第一

のぜりじよ
野芹序

むかし賤しずの男有おとこありけり。野芹のぜりをつみてたうべける
がまたなくうまく覚おぼへければ、人々ひとびとにもすすめも
のしつ。富とめる人のありて、これをききてたうべけ
れば、いとあさましく味あじなかりけり。この一卷いつかんも君きみ
がためにつみてたてまつる野芹のぜりなるべし。

されど昔むかしよりななくさの数かずにもそなへくれば、
あぢなしとて、ひたぶるにすて給たまふべきにもあらず。
にはたつみにおふる草くさも、まことの心こころもてつみて、
すすめ奉たてまつる時ときは神かみも、うけさせ給たまふとなんきき
はべれば、はばかりをわすれて書かいてた以いまつるもの
也なり。

野芹のぜり 「野辺のべにはえる芹せり」のはしがき

むかし、ある貧ますしい男おとこがおりました。野辺のべの芹せりをつんで
食たべてみたところ、とてもうまかったので、ほかの人びと
にもすすめました。ある金持ちの人が、これを聞いて食たべ
てみましたが、とてもまずかったそうです。この書物も、
君のためにつんだ、この野の芹せりのようなものです。「おい
しいと思われるのか、まずいと思われるのかは、わかりま
せん。」

しかし、芹は昔から春の七草の一つに数えられているも
のですから、おいしくないからといって一方的に捨ててし
まうこともないでしょう。庭に生える草であっても、誠実
な心でつんで、思いを込めて供えるときには、神様もお受
けくださると聞いておりますので、これを、遠慮せずに書
きまして、差し上げるものでございます。

大意たいい

節儉せつけんの政まつりごとは御領分ごりょうぶんの全体ぜんたいを初めはじめ、御家格ごかかく、御風儀ごふうぎ、元来がんらいよりよく存ぞんじ候そうろう御役人おやくにん共どものもうしあげるべき可もと申上もうしあがるべき、固もとより私躰わたくしの推量すいりょうを以て、可もうしあがるべきすじ申上筋もうしあがるべきすじにては無御座候ごぎなくそうろう。

併しかしながら千事せんじ万行ばんぎよう道理どうりの外ほかに取組とりくむべき道みちは無之儀これなきぎと存候ぞんじ付つき、此一冊このいっさつ一途いつちに道理どうりのみを申上候もうしあがるべきすじ。

おおよその趣旨

むだをはぶいて費用をきりつめた政治のあり方については、御領地全体のことはもとより、お家の格式、家風をもとと良く知っているお役人の方々が申し上げることでございまして、いうまでもなく私などの推測で申し上げる筋のものではございません。

しかしながら、どのようなことがらも、どのような行ないも、道理（ものごとの正しいすじみち）以外に取り組む方法はないと思しますので、この一冊の書物は、ひたすらに道理のみを申しあげました。

不敬の文言も多く奉恐入候得共、腹蔵
仕候ては愚忠を尽しがたく奉存候
間、前後を顧みはばからず相認申候。
日用御省略の細密に至り候ては夫々
堪能の御役人共へ御相談可被遊儀に御座候へ
ば、態と相認不申候。

礼を欠くような言葉も多いことと恐れ入りますが、心のなかに包み隠しかくをしていては、わたくしのまごころをつくすことができませんので、あとさきのことには気にかけて、つつしみもせず書き上げました。

毎日執り行なわれておりますきわめて細かいことにつきましては、それぞれ詳しく知っている役人らへ相談されるべきこととございますので、わざと書き留めませんでした。

野芹のぜり 上じょう

根本三個條ねもと かじょう

○国の財用は土地と民力とのふたつを根本ねもとにして生じ候外しやう そうろうほかに、出る所は無御座候いずるところ ごぎなくそうろう。土地の大小民力の多少に随したがて、財用の生ずしやうる高も限有之候たか かぎりこれありそうろうもの故に、財用を用る法を、入を量り出を制すと申候いる はか いずる せい もうしそうろう。入とは年内出来る物成を申候いる ねんないで き ものなり もうしそうろう いずる。出とは夫をつかひ出すことを申候だ たか さだめそうろう。入来る高にくらべて、遣つかひ出す高を定候だ たか さだめそうろうより外ほかに、財用の繰廻しかたざいよう くりまわは無御座候ごぎなくそうろう。

野芹のぜり 上じょう

根本の三か条ねもと じやう

○国の財用（財政の根本になる財源）は、国土と国民の力の二つを根本としてうまれるほかには、どこからもうみだされることはありません。
 国土が大きいか小さいか、国民の力（人口）が多いか少ないかによって、財用の収入額に限りがありますので、財用を使う方法を、収入を見積もって、支出をおさえるといえます。
 収入とは、その年の田畑からの収穫額のことをいいます。支出とはそれを使うことをいいます。収入額に見合った支出額を決めるしか財用のやりくりはできません。

○入を量り出るを制すは、古来より定りたる法にて候へ共、家国の費用いつも定の通りには不参もの候。

依之財用不足と申時は、節儉の政を勤めて、格別に物入を減し候外に、財用を足し候法は無御座候。

元來定法をはづれ候てのうへに、財用不足に相成儀に候へば、定法の政にては元へ立歸し候様も無御座候。

依之非常の法を用て遣ひ方を減し、元へ立歸し候儀に御座候。

さて非常の法を用候とて、無理なる制を以て下を苦しめ候儀には無御座候。非常と申は、平生にことなる事を申候。

○収入を見積もって、支出をおさえることは、ずっと昔から決っている方法ですが、国家の経費は、いつも定まったとおりにはいりません。

それゆえ、財用不足になったときには、おだをはぶいて、費用をきりつめた政治を行ない、特に支出を減らす以外に、財用を満たす方法はございません。

もともと、定まった方法からはずれて財用不足になってしまったのですから、定まった方法での政治では、もとかえすことはできません。

それゆえ、非常の方法によって、使うことを減らして、もとかえすようにするしかございません。

ところで、非常の方法を用いるといっても、無理な制度を定めて下の者を苦しめることではありません。非常というのは、ふだんとは異なることをいうのでございます。

平生へいせいにことなる事ことと申もうすは、君きみは一国いっこく臣民しんみんの天てんと
いただ ためまつ ところ とうと もうすにおよばずそうろう
戴たいき奉ほうる所ところにて、尊とうきこと不ふ及及申もうす候こう。
しから べいちんごへいせい ほうよう もうす いっこく ただお
然しかば御ご一人いちにん御ご平生へいせいの奉ほう養ようと申もうすも、一いっ国こくに唯ただ御ご
ひとり ひとりの ほうよう とうと とうと
独ひとりゆたかに余あまり足たり給たまひて、飲いん食しょく衣い服ふく、行こう止し
しゆつにゆう なに おんこと いたま いたま いたま
出し入ゆつ、何なにひとつ御おん事ことのかけたることもなく、備そなへ
そな いたま いたま いたま
具そなへていつきかしづかれ給たまふこと、是これ人じん君くんに備そなわ
たまたま いたま いたま
給たまへるかたのもちまへにて御ご座ざ候こう。
へいせい ほうよう かくべつ はぶ たまたま いたま
その平生へいせいの奉ほう養ようを格かく別べつに省はぶき給たまふを、非ひ常じょうの法ほう
もうしそうろう
とは申もうし候こう。

ふだんとは異なることというのは、君主（国を治める人）は、国民が、すべてを支配する天として仰ぎ見るお方です、その尊いことは申すまでもございませぬ。

ですから、御自分ひとりのふだんのお暮らしにあつても、その国でただおひとりだけ満ち足りて、食事や衣服、そして行動に何一つとして不足するものがなく、みな備わつていて、あがめられ大切にされることは、君主に備わつた生まれつきのものでございませぬ。

そのふだんの親に仕えて養うこと（暮らし）を、特に簡略にされることを、非常の方法というのでございませぬ。

人君は一国臣民に天と戴かれ給ふからは、御身に天の如くの御徳の無之候ては、君の位に目出度被為居候事は不相成ことにて、常々御覽被遊候通、聖經賢傳の上、古今人君の賢愚興亡、歴然たる儀に御座候。

君主は国民に、すべてを支配する天として仰がれるからには、御自身に天のようなすぐれた人格がそなわっていないければ、君主の位におられますことを、みなから喜ばしいこととしてお祝いされることはなく、いつもお読みになつておられるとおり、聖人の著わした書物や、賢い人の伝えにありますように、昔から今に至るまで、君主が賢いか、おろかかによって国が興るか亡びるかがはっきりとしているのでございます。

さててん ごと おんとく もうす てん ばんぶつ ふほ
扱天の如き御徳と申は、天は万物の父母として、
およそてんち あいだ あり
凡 天地の間に有とあらゆるもの、天の恵をうけ
たま もの これなくそうろう
給はぬ物は無之候。

そのごとく 一國万民の天とならせ給へば、天の
こころ おこころ
心を御心として、臣民の父母となり給はねばな
らぬが人君の道にて御座候。夫、人の父母と申
ものは、とにもかくにも子供等を不便に存候て、
わがみ うえこご そうろうくる
我身の飢凍え候 苦しみより、まづ子供等の飢凍
もうす なげ かな もうしそうろう
え申ことを歎き悲しみ申候が、人の天性にて
ごぎそうろう
御座候。

然ば人君の上にて一國臣民を子と思召候
しから じんくん うえ いつこくしんみん こ おほしめしそうろう
時は、御一人のみ御安楽に被為居べき御心は無之
とき おひとり ごあんらく おらせらる おこころ これなき
筈に御座候。
はず ごぎそうろう

さて、天のような徳といひますのは、天はすべてのもの
の父母であり、天地のあいだにある、あらゆるもので、天
のめぐみを受けていないものはありません。このように、
君主はすべての人の天となられるかたでありまして、天の
心を、わが心として、国民の父母とならなければなりません。
それが君主の道でございます。

それ、人の父母といひますのは、ともかく子どもを
われでかわいそうに思つて、自分が飢えてこごえそうな苦
しみのなかにあつても、まず何よりも、子どもらの飢えて
こごえそうな苦しみをなげきかなしむのが、人としての天
性（生まれつきそなわっている性質）なのでございます。
ですから、君主として、国民を子どもと思われるのなら
ば、自分一人だけが安楽にお暮らしになるといふ心はない
はずでございます。

これによっておひとりごへいせい ほうよう いかほど ごとしよりやく
仍之御一人御平生の奉養も、何程にも御省略
あらせられ、しんみん 臣民とおなじく御艱難を頒ち給ふべ
しかた き仕方をたて給ひて、たま 上下に財用をゆきわたり
そうろう 候やうにと可被思召ことに御座候。
かくべつ 格別に御省略被為在候事に候へ共せめてか
あそばされそうろう やうにも被遊候てなりとも、しも 下を御恵み被遊
おぼしめしたてられそうろう たく、被思召立候。
かくべつ 格別の御仁政故に、ひじよう 非常の法とは申候。
せつけん これぞ節險の根本にて御座候。

ですから、御自身のふだんのお暮らし向きも、どれほど
でもはぶかれまして、国民と同じように、たいへんな苦し
みやつらい目にあうことを、わかちあうようなやり方をさ
れまして、上の者にも下の者にも国の財用が等しくゆきわ
たるようにお考えなさることです。

特に、これまでのお暮らしぶりを、はぶいてしまうこと
ではございますが、少なくともそれだけはなされまして、
下の者をめぐむようにお考えなさることです。

これは、といりわけ情け深い政治ですので、非常の方法
というのでございます。

これこそが、おだをはぶいた質素な政治の、根本でござ
います。

○君はきみ一國いつこくの天てんとして戴いただかれ給たまふ御身おんみにて居おらせられ候そうらへば、いかやうにも御安樂ごあんらくに被ありなされそうろう候て、御家中ごかちゆうより百姓ひやくしやうちゆう町人いたに至いたるまで、省略しやうりやくつかまつりそうろう候ように被おおせわたされそうろう候ようても可お奉それ畏事たてまつるべきこと仕そうら候よう様まつりごとにと被し仰渡こころ候ようても可かみ奉わ畏事もつに候ようへども、政まつりごとは下しもの心こころの上かみに和わするを以もつて行おこなれ、和わせざるを以もつて破やぶれ候そうろう事こと古今ここん一揆いつぎに候そうろう。

○君主は、その國の天として仰がれる身の上ですから、どのようなにも安樂にされて、家臣から百姓、町人にいたるまでの者に対して、とにかくいろんなことを節約して暮らせ、と命令されても、敬って受けたまわることではございますが、政治は下の者の心が、君主とひとつになることによつて行なわれるのでありまして、それができなければ、成り立たないことは、昔から今にいたるまで、いつの世でも同じでございます。

たとへて申候はば、一軍の宰配を司り候
たいしょう いちぐん かしら しょうぐんびよう てあし
大將は一軍の頭、諸軍兵は手足にて、頭がほ
そうら てあし したがい そうろう たいしょう
ろび候へば、手足も従てなくなり候。大將
もつとももつ だいじ いちめい そうら ども
は尤以て大事なる一命にて候へ共、さればと
たいしょうひとり たて うしろ やだま
て大將一人は楯の後にかがみかくれ矢玉をしの
ぐんびよう
ぎ、軍兵ばかりをかかれすすめと宰配をふり候
ひとり
ては、一人もすすみ候者は無御座候。

たとえて言いますと、軍隊の指揮をとるのが大將で、大將は頭脳です。指揮下の兵隊は、手足でありまして、頭脳である大將が亡くなってしまうえば、手足の兵隊も無くなつてしまいます。

ですから、大將は最も大切な命ではありますが、そうは言ってもいくさのときに、自分だけが楯のうしろにかがみこんで隠れて、飛んでくる矢や鉄砲玉をふせいでおりながら、兵隊にばかり、「かかれ、進め」と命令したとしても、誰も攻めかかる者はございません。

すすめかかれの下知に及ばず、大将必死になり

候て真先にすすみ候時は、一軍一同に申合

たるごとく、先を争ひ矢玉を犯し一命をなげうち

候心に相成候は、全く人心の和したる処

より出候。

故に人君の尊き御身を以て臣民とひとしく労苦

をわかち、御手元を御省略被遊候へば、

御下知に及ばず下は靡き従ひ、御制度を相守り

候。これ非常のことにて、目にも見なれず、耳

にも聞なれぬわざをなし給ふ故に、人みな感心

奉り、恐れ畏り候て被思召候通に御政

事も行れ候事に候。

「進め、かかれ」の命令ではなく、自らが必死になって

まっ先に突撃すれば、軍隊全体があたかも相談していたか

のように、一体となって先を争って、矢だろが鉄砲玉だ

ろが、かまわずに命を投げ打つ気持ちになるのは、心が

ひとつになっているからなのです。

ですから、君主という尊い立場で、国民と苦勞をともに

して、自分の身の回りのことをはぶいて費用がかからない

ようになされれば、命令しなくても国民はつき従い、国の

おきてを守るのでございます。

これは非常（常のことではなく）のこととして、これま

で見たこともなく、聞いたこともないことを行なうことな

ので、人々がみな感心して従いますので、お考えどおりの

政治を行なうことができますしう。

但し夫とても外の視聽を驚かさんとのみ被思召ただ それ そと しちよう おどろ おぼしめされ
候て、御実心の仁徳より出申さず候へば、是又そうろう ごじつしん じんとく いでもう そうら これまた
彼大将の真先にはすすみ候へども必死の心なかのたいしよう まっさき そうら ひっし ころ
く、敵の色合により引歸し候 心 少も有之候てき いろあい ひきかえ そうろうころすこし これありそうら
へば、士卒も大将の勢ひをうかがひ跡へ半分はしそつ たいしよう いきお あと はんぶん
心を残し候 故に、とても敵を乗破り候 迄にころ のこ そうろうゆえ てき のりやぶ そうろうまで
は、行届ざる道理に御座候。いきとどか どうり ごぎそうろう
さ候へば非常の法を御立可被遊には、先君上そうら ひじよう ほう おたてあそばさるべき まずくんじよう
の御心を鉄石の如く御固め被遊 候 義、根本におころ てつせき ごと おかた あそばされそうろうぎ こんぼん
候。左やう無之候 ては、五年拾年と申御儉そうろう さ これなくそうろう ねんじゆうねん もうすごけん
約の政 は、たちとげ不申事に御座候。やく まつりごと もうさずごと ごぎそうろう

とは言いまして、こやうやって世間を驚かしてやろうと
いうだけのお考えで、本心からの情け深い行ないでなけれ
ば、さきの大將のたとえのように、真っ先に進んでも、必
死さがなく、敵の反撃次第で引き返してしまふような氣持
ちが少しでもあるようならば、兵士も大將のその氣持ちを
うかがつて、半分は逃げ出そうという心持ちになるので、
これではとても敵を打ち破ることはできないわけでござい
ます。
ですから、非常の方法を用いるにあたっては、まず自分
自身の決心をゆるぎないものとされることが、根本でござ
います。このようにしなくては、五年、十年とかかる御儉
約の政治を成しとげることではできません。

みぎさんかじょう せつけん まつりごと こんぼん このこんぼん
右三ヶ条は節儉の政の根本にて、此根本
かた つかまつらずそうろう
を固く不仕候ては、枝葉の栄可申道理
ござなくそうろう
無御座候。

以上の三か条は、むだをはぶいて費用をきりつめた政
治の根本でありまして、根元をゆるぎないものにな
ければ、そこに枝や葉が繁るわけがございませぬ。

野芹 中 のぜり ちゅう

枝葉四個條 えだはよんかじょう

○君上くんじょうの御心おこころは樹木じゅもくの根本ねもとの如ごとし。根本堅固ねもとけんこにしてゆるがざれば、枝葉えだはは自然しぜんと繁栄しげさかえつ仕まつり候さうろう。事不及申候こともうすにおよばずさうろう。

儉約けんやくの政まつりごとを立給ふたてたまことは、国くにの財用ざいようをゆたかにして、君上御安楽くんじょうごあんらくを極給ふきわめたまべき為ためにあらず。財用ざいようゆたかなる時は臣民しんみんの御恵おめぐみも思召おぼしめすままに被遊御届おとどきあそばされさうろうため候ま為まずせつけんに、先節あそばされさうろう儉おぼしめしたてられさうろうおんことを被遊さうろう候ごて、財用ざいようの足り候さうろう様おぼしめしたてられさうろうおんことに思召被立候ご御事ごに御座候ご。是人君第一これじんくんだいいちの御仁徳ごじんとくにて、すなはち天道てんどうへの御奉ごほう公こう、御先祖様ごせんぞさまへの御孝行無ごこうこうこのうえなきおんぎ此上御儀ごぎさうろうに御座候ご。

野芹 中 のぜり ちゅう

枝と葉の四か條 えだはよんかじょう

○君主のお心は、樹木の根元であります。根元がしっかりしてゆるぎないものであれば、枝や葉が自然に繁ることには、言うまでもございません。

儉約の政治を行なうということは、国の財用（財政の根本になる財源）を豊かにすることであって、君主が安楽に暮らせることを極めるためではありません。

財用が豊かであれば、國民へのめぐみがどのようにでもできるので、まず、むだをはぶいて費用をきりつめられて、財用が足るようにとお考えになることでございます。

これが君主としての第一の仁徳（情け深い行な）であり、天の道（自然の道理）につくすことであり、御先祖に対する孝行として何よりのことでございます。

民は令する所に随はず、好む所に随ふと
有之。すべて下は上の御心を以て心仕候
事自然に御座候。
一人仁を被為好候へば、万人仁を好み候事
無疑候。

民衆は命令されることには従わず、好きなことに従うものといえます。ですから、すべて下の者が、君主の心持ちを、自分の心持ちとすることは自然のことなのです。君主が人をあわれみ、いつくしむお心をお持ちになれば、国民すべてが、人をあわれみ、いつくしむお心を好むことは、疑いようがありません。

いっこく ひとり てん あおぎたてまつられそうろうきみ そうら
一國に一人の天と奉仰候君にて候へど
しんみん こ ごと ごふびん おぼしめされそうろうゆえ
も、臣民を子の如く御不便に被思召候故に、
あさゆうもつたいなくごかんなん あそばされそうろう
朝夕無勿体御艱難を被遊候て、かくまでに御
けんやく くらしなされそうろう みあげたてまつ そうろうとき
儉約に被為暮候と見上奉り候時は、御家
ちゆう もうす およ ごりようぶん たみひやくしやう
中は申に及ばず、御領分の民百姓にても
このこと つた うけたまわ かぶん おご つかまつりそうろう
此事を伝へ承り、過分の驕りを仕候もの
なん おそ そうろうこころ しやう しぜん
も、何となく恐れつつしみ候心を生じ、自然
いっしんいっか そうろう
と一身一家のくらしかたもつづめ候て、相凌
そうろう あいなりそうろうゆえ ざいよう ふそく
候やうに相成候故に、財用は不足なりにも
くりまわ そうろうよう あいなりそうろう
繰廻し候様に相成候。

その国にただ一人のすべてを支配する天として仰がれる
君主ではございますが、国民を自分の子どものようにめん
どうをみられておられるために、毎日もつたいないことで
はございますが、苦しみ悩まれて、それほどまでも儉約を
して暮らしておられるのかと仰ぎ見られるようであれば、
家臣はもとより領内の庶民、百姓にまでこのことが伝わり
ます。それで、はでに暮らしている者も何とはなく恐れ入
るようになって、慎む心が生まれてきて、自然に自分自身
や家庭の暮らしかたを節約するようになっていきますので、
財用が不足しても、それなりにやりくりできるようになる
ものがございます。

しから しみ 財用を以て人々に御恵を御施し
然ば上より財用を以て人々に御恵を御施し
あそばされずそうら
不被遊候へども、おのれおのれが手前にて事足り
そうろう
候 やうに相成候て、親子夫婦兄弟親類も自
ぜん
然とむつまじく暮し候様に相成候。これを孔
ふうし けい どもついやさず おおされそうろう
夫子も恵すれ共不費とは被仰候。
さてまたご かちゆうしよやくにん かみ おこころ こころ つかまつり
扱亦御家中諸役人も上の御心を心と仕
そうろう しもじも とりあつか そうろうとき
候て、下々を取扱ひ候時は、おのづから慈悲
だいいち つかまつりそうろう しも あた どんよく
を第一に仕候て、下への当りも貪慾なるこ
つかまつらずそうろうにつき しも うらみ しよう かみ ごぶい
とを不仕候付、下の怨を生じ上の御不為
あいなりそうろう ぶちようほう
に相成候やうなる不調法なることもすくなく、
おも おとがめ こうむ もうさずそうろう
重き御咎を蒙り不申候。
これ くんじよう ごじんけい ごぎそうろう
是すなはち君上の御仁恵にて御座候。

そうなれば、国の財用によって、人々に恩恵を与えなく
ても、それぞれが自分自身でことがたりるようになり、親
子、夫婦、兄弟、親類も自然と仲良く暮らすようになりま
す。このことを、孔子も「恵すれども費やさず（広くめぐ
みを施しても、浪費はしない）（『論語』堯曰第二十「恵而不
費」）」と、言っておられます。
そしてまた、家臣の諸役人も、君主の気持ちをも自分自身
の心得として、下の者民を取り扱うときには、自分から慈悲
（深い愛情）の心を最も大切にして、下の者への対応も貪欲
（ものにこだわり、非常に欲の深いこと）にならず、下の
者のうらみを買うような、国にとって不都合になる不調法
なことも少なくなり、重い罪となるようなこともなくなり
ます。これがつまり、君主の仁恵（いつくしみとめぐみ）
でございます。

○上の如く君上格別の御省略を被遊、御手元を御不自由に被為暮、御性得御好のことも御堪忍被遊候て、一途に費用を御厭ひ被遊、下々の為にだに可相成ことは、御一身の上いかやうの御苦勞をも被遊候時に、万一下に立申候御家中、此御心をも不奉感入候て、一分の驕樂を極め、財用不足に及び、父兄妻子を養ざる者も有之候時は、是は樹木に枯枝のたとへにて、枯枝を其分につけ置候ては外枝のいたみに相成候付、これを取払ひ候儀に御座候。但し枯御座候枝とても、本身につき御座候枝に候へば、切をり捻をり候ては、外枝のいたみにも相なり候へば、取除けかたも可有之義に候。

○以上のように、君主が特にいろいろなことを簡略にして、身の回りのことを、思うがままになされないようにして、生まれつき好きなことも我慢をして、ひたすら経費を節約されて、領民のためになることであれば、自分のことはどのようなにでも苦勞をされているときに、もし、家臣がその心持ちに深く感動せずに、体面としての楽しみをつくして財用が不足して、父母や妻子を養うことができなくなった者があるときは、樹木が枯れてきたあかしですので、その枯れ枝をそのままにしておいては、その影響を受けて、ほかの枝も枯れてしまいますので、この枯れ枝を取り払わなくてはなりません。でも、枯れた枝といっても幹についている枝ですから、切り取ったり、ひねったりしては、ほかの枝もいたんでしまいますから、取り除く方法も考えなくてはなりません。

さてまたかれそうろうえだ さべつこれありそうろう ね
扱又枯 候 枝にも差別有之 候。根もゆるぎ不申 もうさず
しよえだ しげ そうら ども そのうち ひとえだなん
諸枝はよく茂り候へ共、其内の一枝何のわけも
かれそうろう そのえだ しよう そうろうかれやまい
なく枯 候 は、其枝のうちより生じ 候 枯病に
ぜひにおよばず そうろう ほか これなくそうろう
て、不及是非とりのけ 候 より外は無之 候。
またひとえだ かぜ ふき あるい むし ほか
又一枝ふと風に吹をれ、或はあしき虫などの外
そうろう かれそうろうとき そのえだ ふこう ほか
よりつき 候 て枯 候 時は、其枝の不幸にて、内
かれそうろう これなくそうろう うち
より枯 候 には無之 候。
じか とりはら そうろう うえき このみそうろうひと
これを直に取払ひ 候 は、植木を好 候 人にて
ごぎ そうろう
は御座なく 候。
さつそく そえぎ つかまつ また あぶら ひよけ
早速に添木を 仕り、又は油をそそぎかけ、日除
つかまつ なにとぞそのえだ なお そうろうよう
を 仕り、何卒其枝のいたみの直り 候 様に、
てあて つかまつるべきぎ そうろう
手当を可 仕義に 候。

そしてまた、枯れ枝にも区別があります。幹がしっかり
していて、ほかの枝が繁っているなかで一枝だけがどうい
うわけか枯れるようであれば、それは、その枝自体から生
じた病気でありますので、やむをえず切り取るしか方法は
ありません。
また、ひよつとした拍子に風に吹かれて折れてしまっ
り、害虫がついて枯れてしまったときには、その枝自体の
不幸であって、枝自体に原因があって枯れたものではあり
ません。ですからこうした枯れ枝をすぐに切り取ってしま
うのは、植木が好きな人ではありません。
すぐに添え木をしたり、または、油を注いだり、日よけ
をしたりして、なんとかしてその枝のいたみが治るように
手当てをしなければなりません。

そのごと つねづねかみ おこころ くみしりそうろう みぶんそうおう
其如く常々上の御心を汲知候て、身分相応に
あいつつし けんやく ふけいさいし
相慎み儉約にくらし、父兄妻子をもよくいたはり
そうろうじつき そうら ぶこう びようかんし
候 実義なるものに候へども、不幸にて病患死
ぼう ぞくなんかなんとうりんじ わざわい あい ろうじんようち
亡、賊難火難等臨時の災に遭、または老人幼稚
おお おお かいほうなんぎ そうろうひと かのかせ
など多く、介抱難義におよび候人は、彼風にい
むし そうろうりんじ かれえだ そうら
たみ虫にいたみ候 臨時の枯枝にて候へば、是
かくべつ めぐ さつそく なしくだされそうろう おすく
をば格別の恵みをも早速に被成下候て、御救い
これあるべきこと ござそうろう これ おんけい もうしそうろう
可有之事に御座候。是を恩恵とは申候。
ふらち ふかくご ども いちよう おすくいこれなく
不埒不覚悟なるもの共と一様に御救無之ては、
ふじん もうす ござそうろう
不仁と申ものに御座候。
みぎ とおりそうら かみ おすくい もうすこと ばくだい ひ
右の通候へば、上の御救と申事も、莫大の費
よう これなきこと ござそうろう
用は無之事に御座候。

このように、いつも君主のお心をよく汲み取って、身分
相応に慎んで儉約して暮らし、父母や妻子もよくいたわる
誠実な者が、不幸にして病氣になったり、死んでしまった
り、賊におそわれたり、火事にあたりなど思いもよらぬ
災難にあたり、または、家族に年寄りや幼い子どもが多
くいて、養っていくのが難儀な人については、ふと吹いて
きた風や害虫によって不意にいたんだ枝ですので、これに
は特別の手当てをすばやく施して救わねばなりません。
これを、情けというのです。不届き者や覚悟のない者な
どと一緒に救っては、いつくしみのないことです。
このようになされれば、国の救済といっても莫大な経費
を使うようなことはございません。

○だいがく大学の篇にも、ざいをしようずるにだいでうあり生財有大道、これをしようずるもの生之者

おおく衆、これをくうものすくなく食之者寡、これをなすものはやく為之者疾、これをもちうるもの用之者

ゆるやかなれば舒、すなわちざいはつねにたる則財恒足矣といふ如く、ごと財用を

た足すの道、みち外に不可過之候。

ひつきようとうせいしよこうがた必竟当世諸侯方の御不如意は、ごふによいいづれも大学の

おしえ教に相違仕候故に御座候。

まんごく万石は万石、まんごく十万石は拾万石御領分より出

そうろうざいよう候財用は分限有之義に御座候。

しかる然に平生の御暮し高は、おくら一統に右の分限には

こえおりそうろう超居候。

○『大学』（儒教の経典。「四書」の一つ。）のなかにも「財

物を豊かにするのには大いなる筋道がある。生産に従う者

が多くて、ろうひ浪費する者は少なく、物を作るのが早くて、消

費がゆるやかであれば、すなわち財物はいつも豊かであ

る。」とあるように、財用が不足しないようにするには、こ

のほかにございませぬ。

つまるところ、現在、諸侯の暮らし向きが苦しいのは、

どこもこの『大学』の教えとは違っているからでございま

す。

一万石は一万石の、十万石は十万石の領地から生み出さ

れる財用には限度がございます。

それなのに、ふだんの暮らしの総額が、すべて石高の

限度を超えているのでございます。

ぶんげん こ そうろうねもと のうこうしよう さんみん かけあわ
分限に超え候根元は、農工商の三民に懸合せ

そうら し かずかぶん ご ぎそうろう
候へば、士の数過分に御座候。

ご せんぞ ご だいだい ご ふち お かけ そう ろう し
さればとて御先祖御代々御扶持被置候士を、

いまさら ご げん し ょう あ そ ば さ れ る べ き さ ま ご ぎ な く そう ろう
今更御減少可被遊様は無御座候へば、ともか

これ ご げん やく あ そ ば さ れ そう ろう ぎ せん む
くも此なりにて御儉約を被遊候義先務と

ぞん じ た て ま つ り そう ろう
奉存候。

限度を超えているもとは、農工商の三者にくらべて、武士の人数が多すぎることでございます。

とはいいまして、先祖代々召抱えておられます武士を、いまさら減らすこともできませんから、ともかく、武士なりに御儉約をされることが急務でございます。

ただし御役人は十人は五人、五人は三人に減し候

事は、制度の立かた次第にて、可相成義に御座

候。せめて役人を減し候へば、大分の費用を省

き候儀に御座候。

是も有来り候 処の役人を俄に減し候ては、

人情殊の外不手廻の様に心得候 ものに候へ

ば、心易くは不相成儀に御座候。

君上の思召を以て此上増長不仕候様に

被成置、漸を以て御取直し被遊度儀に御座候。

役人多く御座候は、第一不手廻にて人情軽薄

に相成候根元に御座候。

此義は深き道理も有之義に候へば、別段にも

可申上、此一冊には筆略仕候。

ただし、お役人は十人を五人に、五人を三人に減らすこ

とは、制度次第で、どうにかできることでございます。せ

めて役人を減らせば、だいぶ費用を省くことができるので

ございます。

これも、すでにいる役人を急に減らしては、人情がおも

いのほかないことになってしまいますので、簡単にはでき

ることではございません。

君主のお考えによって、これ以上は増えないようにされ

まして、だんだんと改められるようになさることでござい

ます。

役人が多いということは、何よりも手くばり目くばりが

できないので、人情が薄くなるもとでございます。このこ

とにつきましては、深い意味もありまして、別に詳しくお

話いたしますので、この書物では省略いたします。

さてこのままにて御儉約被遊候はば、先日々ごけんやくあそばされそうら、出勤仕候輩を寛暇に被召仕義にててもまずひび、可有御座候。寛暇と申候義は、当番ゆるやかに相勤申候義にて御座候。当番をゆるやかにと申候は、五人づつ出勤仕候を三人づつに減し、十人づつ出勤仕候を五人づつに減し申候儀に御座候。へら、さ候へば日勤は隔番、隔番は三番、三番は四番五番に相成候。すべて士の身の上は余計の無之ものにて、年内被下置候給分を以て御奉公と家内の暮しかたに配り合を申候儀に御座候。ねんないくだしおかれそうろきゆうぶん、不足と申時は家内の暮しかたをつめ候へ共、御奉公の入用はつめ可申様も無之候。ふそく、ほうこう

さて現状のままでは儉約されるには、毎日出勤する役人を寛暇に召し使われるようなことでもできません。寛暇といひますのは、当番をゆるやかに勤めることです。当番をゆるやかにといひますのは、五人づつ勤務しているのを三人づつに減らし、十人づつ勤務しているのを五人づつに減らすことでございます。

このようにすれば、日勤の者は一日おきに、隔日勤務の者は三日ごとに、三日ごとに勤務する者は、四日ごと五日ごとの勤務になります。すべての武士の身分には余分なものがございません。年内にいたたく扶持米ふちまい（給与として与えられた米）で、お城勤めと家庭の暮らしの経費をまかないます。不足が生じたときには、家の暮らしを切り詰めますが、お城勤めにかかる経費を切り詰めるわけにはまいりません。

よってこれかくごふかくご
依之覚悟不覚悟によらず、家内多きものは御奉

公入用不足に及び候事に御座候。

出勤繁く仕候へば、衣類も早く損じ候付、

一つは二つ、ふたつは三つと増長仕候。

加之月代湯行水もしばしば仕候へば、費

用も増長仕候。

日々にて聊のやうに御座候へども、年内に積

候へば莫大の義に相成候故に、君りつばを

被為好候へば臣下はいつとても貧窮に相成

候義に御座候。

誰しも不奉公を仕度者も無御座候に付、な

るだけは内分さまさまの差くりを仕、まづ今日

々々をと相勤候につき、行詰候へば、御恵

を願候より外は無之ものに御座候。

ですから、覚悟をしているとか、していないとかにかか

わらず、家族の多い者は、お城勤めの費用が不足してしま

います。出勤日が多ければ、衣服も早くいたみますし、一

着よりも二着、二着よりも三着と増えていくものです。こ

れに加えて、理髪や入浴もたびたびするようになれば、そ

の費用も増えていきます。毎日のわずかなことのようにです

が、年間をとおしてみてもみますと多額なものになります。

ですから、殿様がはでなことを好まれるようですと、家

臣はいつも貧しくなってしまうます。誰であっても、みっ

ともない勤めをしたくはありませんので、なるべく内々に

いろいろな工面をして、とにかく今日だけは今日だけはと

勤めまして、いよいよ行き詰ったら、施しをお願いするし

かございませぬ。

うへの御苦勞を奉 察 候て、御恵をねがひ
申間敷と存候へば、病氣等申立引こみ候よ
り外は無之候。

依之御恵と申は、下々の勤安き様に被成下
候て、上には御不自由を被遊 候 御義に御座
候。下々願のままに金銀を以て御救被遊
候事は、金銀の山を積候ても相届不申義に
御座候。

政 は清浄簡易を貴ぶと申ことは、
可仕事をなげやりに仕置 候事にては
無御座候。人々にいそがしからぬやうに、よろ
づ事すくなに被召仕 候事に御座候。大勢集
り候て、常々さわがしく 仕 候は、財用不足
の根元に御座候。

上のかたがたのご苦勞を察して、施しのお願いはしない
となれば、病氣になったなどと言って引きこもるしかあり
ません。

ですから、施しといひますのは、下の者が働きやすいよ
うにされて、上の者はがまんをするようにされることです。
下の者の願いのままに金銀を与えて救っていは、金銀が
どれだけあっても対応できるものではございません。

政治は、清らかで簡単であることを大事にするというこ
とは、何もなすべき仕事をなげやりにしてもよいというこ
とではありません。人々が忙しくならないように、いろい
ろなことを少なくして勤めをさせることです。大勢が集つ
て、いつも騒がしくしているのは、財用不足のもとでござ
います。

たとへて申候はば根入あさき身木に枝葉多くつ

き候へば、風雨にさわぎ候様なるものにて、身

木のいたみはこれより生じ候儀に御座候。

○植木を好候者、枝葉のうるはしく栄え候

やうにと存候へば、日除風除霜除なんど心を

尽し候儀は勿論に御座候。

しかしいかやうに外より用心を仕候ても、

根本の養ひ不仕候ては、水気の恵のぼり

不申候。其如く臣民は枝葉、君は根本に御座候

へば、先根本の御徳を専要に御養ひ可被遊義に

御座候。

徳を養ひ候事は、文武二道を御守被遊候

より外に無御座候。

たとえて申しますと、根の浅い木に枝や葉が多くついて
いますと、風雨によって騒ぐようなもので、木がいたむ原
因となります。

○植木の好きな人は、枝や葉が美しく育つようと、日よ
け、風よけ、霜よけなどに注意することはもちろんでござ
います。でも外側からどのようにして注意しても、根元を
しっかりと育てなければ、充分な水分を得ることができま
せん。これと同じように、国民が枝葉で、君主が根元です
から、まず根元がりっぱで、人から慕われるようにと、そ
のことだけを養うようにされることでもございます。

りっぱで人から慕われるためには、学問と武芸の二つに
励むより方法はございません。

こうていちゆうしん じんぎれいじよう たく ぶん おこ しつそとん
孝悌忠信、仁義礼讓の徳は文より起り、質素敦
ぼく とくじつれんち ふう ぶ しよう そろろう
朴、篤実廉恥の風は武より生じ候。
いさい はなみ じよう もうしあげそろろう
委細は花実の条に申上候。

親に孝行をつくして、兄や年長の人に仕えて柔順であること、真心をつくしていつわりのないこと、思いやりをもつて正しい道に従うこと、礼儀を厚くしてへりくだること、といった正しい行ないは、学問することによって生れ、飾りけがないこと、人情厚いこと、誠実で親切なこと、恥を知ることの教えは、武芸から生まれます。

詳しくは、次の「花実の条」のところで申し上げます。

さてまずせつけん まつりごと きみ おくむき はじま そろろうぎに
扱先節儉の 政 は君の奥向より始り 候儀
ごぎ そろろう

御座 候。

だんし こころきせんちぐ そろおう ぜ ひじやせい どうり わきま
男子の 心貴賤智愚相応に是非邪正の道理も弁
そらら おなご もうす そんびけんぐいっとう どう

へ候へども、女子と申ものは尊卑賢愚一統に道
り 理のわかりにくきものにて、 決断つよく此方より
けつだん このほう

かぎり
限をあたへおき不申候ては、何事も納得づく
もうさずそろろう なにごと なつとく

まいらす
には不参ものに御座候故、万の政 これより
ごぎ そろろうゆえ よろず まつりごと

もうしそろろうぎ
やぶれ申 候 義に御座候。

きんねんよねざわこう
近年米沢候にて節儉の 政 を御始 候 時、先
せつけん まつりごと おはじめそろろうとき まず

さいしよ おくむき
最初に奥向のしまりを御定被成候て、五十人
おさだめなされそろろう にな

あまり じゃちゆう ただ にな へらされそろろう
余の女中を只九人に被減 候。

さてまず、おだをはぶいて費用をきりつめた政治は、君
主の家庭よりはじまるのでございます。

男の心は、身分の高い者も低い者も、賢い者も愚かな者
も、それぞれに正しいことと、まちがった悪いことの道理
をわきまえておりますが、女というものは身分の高い者も
低い者も、賢い者も愚かな者も、すべて道理がわかりにく
い者ですので、態度をはっきりと決めて、こちらから限度
を決めておかないと、どんなことも納得したうえで行ない
ませんので、すべての政治は、このことから失敗するので
ございます。

ちかごろ米沢候（上杉治憲公）が、おだをはぶいた質素
な政治を始められたとき、まず最初に家の奥の方（家庭）
の節約を決められて、五十人あまりいた女中をただの九人
にされました。

つばね あいつとめそうろううじよ ひとり へやこ もちまかりあり
局を相勤候老女、一人の部屋子を持罷在
そうろう とし おくがたさまおそば めしだされ ごほうこう
候。歳は十六にて奥方様御側へ被召出、御奉公
つかまつりまかりありそうろうところ みぎ おんな おひまくだされそうろう
仕罷在候処、右の女も御暇被下候。
しかるところうじよ かるういろべしゆり ねがいでそうろう
然処老女より家老色部修理まで願出候は、
このもの ぎわたくしろうご ちから したくぞんじそうら
此者の義私老後の力にも仕度存候へば、御
いとま くだ そうろうとも ないぶん わたくしへや おき
暇は下され候共、内分にて私部屋にさし置
もうしたき もつともべつだんご ふじよ いただ もうす
申度よし、尤別段御扶助は戴き申まじく
そうろうあいだ ねがい とおりおおせつけられくだされたまむねふか あいねがい
候間、願の通被仰付被下度旨深く相願
もうしそうろうにつきよんどころなきこと ぞんじ そのだんもうしあげるべく
申候付無抛事に存、其段可申上と
うけあいそうろう みぎ おもむきもうしあげそうろうところ じぶん やしな
受合候て、右の趣申上候処、自分の養
ないぶんへや さしおきそうろう
ひにて内分部屋に差置候とのことに候はば、
そのとおりいた つかわすべくそうろう
其通致し可遣候。

つばね
局（女官の長）を勤めております老女が、一人の侍女を
召し使っております。歳は十六歳で奥方様のお側に仕え
ておりましたが、この者も暇を出されました。
ひま
そうしたところ、老女が色部家老に願い出ました。
「この者を老後の頼りにしたいので、お暇を出されても、
内々にわたしの部屋に置いておきたい。それにともなう特
別な助けもいただきませんので、どうぞお聞き届けくださ
いますように」との懸命な願い届けでした。
けんめい
それで、色部家老は、やむをえないことと思ひ、そのこ
とを殿さまにお伝えすると、責任をもって引き受け、殿さま
まに申し上げたところ、
「自分で面倒をみて、内々に召し使うとのことであれば、
そのとおりに致してもよい」とのことでした。

さりながらわれらおく まいりそうろうせつ かならずめどおり まかりいで
乍去我等奥へ参 候節は、必 目通へは罷出
もうさずそうろうよう もうしきかせおきそうら ゴきよようあいすみそうろう
不申 候様に申聞置候へと御許容相済候
につき しゆり そのだんもうしわたしそうろう
付、修理より其段申渡 候。
よくあさ あいなり しゆり めされそうろう おおせいだされそうろう
翌朝に相成、修理を被召候て被仰出候には、
きのうもうしきかせそうろうじよ ねがい きそのとおり きよよう
昨日申聞 候老女が願の義其通と許容いた
そうら さくやじゆうとく あいかんがえそうろうところ
し候へども、昨夜中篤と相考 候 処、これ
ねがい とおり あいなる しさい みぎ おんな
は願の通には相成まじく、子細は右の女とし
さい あいなり ようぼう びれい おんな
も十六歳に相成、容貌もすぐれて美麗なる女なり。
われら こと そうら そとさま ものどもおいおい
我等もとしわかき事に候へば、外様の者共追々
うけたまわりおよ そうろう かみ ごけんやく おくむきじよちゆう
承 及び 候て、上には御儉約にて奥向女中
かくべつ へらされそうら そのうち びじんいちにん おとどめ
をも格別に被減候へども、其内美人壺人は御留
なされそうろう おかつて
被成 候て、御勝手なることなど申 候 時は、目
どおり いたされずそうろう もうすこと ひとりひとり もうしわけ
通も不為致 候と申事は、一人々々に申分も
ならぬもの也。
なり

とはいえ、「我等が奥に行ったときには、絶対にあいさつ
に出てこないように」とした上で、御許可されましたので、
家老よりそのことを老女に伝えました。
そうしたところ、翌日の朝になって家老を呼び出され、
話されるのには、
「昨日聞いた老女の願いをそのまま許可したが、夜中によ
くよく考えてみたところ、この願いどおりにはいけな
いと思ひ当たった。そのわけは、この侍女は十六歳と若く、
また顔つきも美しい。我等も歳が若いこともあって、ほか
の者等がこのことを聞けば、主人にあっては御儉約のため
奥女中を特に減らしたというが、一人の美人だけは残して、
勝手なことをいって、あいさつにも出てこなくてもよいと
いうようにした、ということであれば、ほかの者に言い訳
ができないからである。

ついでに けんやく もうしわたし たちゆき もと
付ては 儉約の申渡も立行まじき基なれば、早々
外へ遣し候やう可申付との御事に付、修理も
ことの外迷惑仕候て申上候は、御意には
御座候へども此義は申渡がたく候。
子細は願人と申は女ながらも御奥の頭を勤
候局より私へ申聞け、私義も不肖なが
ら御家の頭職にて尤に承り候て申上
候処、御上にも尤と被思召、願の通
被遊御許容、已に改めて其旨局へ申渡候。
然処今朝に相成、又候御意の通申渡候はば、
老女の威もうすく、御奥のおもしろも軽く相成
可申候。
私とても頭職の規模も立不申迷惑仕
候。

ついでには、儉約の実行もできないことになるので、早く暇を出すように」とのことでした。

家老もたいへん困って申し上げるのには、「殿のそうした心持ちではありません、このことだけはお伝えできません。そのわけは、願い出たのは、女ですが奥の方の上に立つ局からのことで、その願いも直接わたしが聞きました。わたしもこの家中の上の地位に立つ者で、その願いはもつともなことであると責任をもって引き受け、殿にお伝えしたところ、殿におかれましても、もつともなことだと思われてご許可されましたので、すでにそのことを願いのあった局に伝えました。ところが翌日の朝になって、やはり許可しないなどと伝えたのでは、局の権威も落ち、奥の取り締まりに対する威力もなくなってしまう。わたくしとしましても、上に立つ者としての面目が立たず、困ります。」

併し是は私の義に御座候へ共、第一君上の御ぎよ

意反古いほごに相成候ては、下々へ信を失ひ申候

儀、如何いかにに奉存候間、何分にも此義は先まず

此分に被成下度由申上候処、なるほど一通ひととおり

尤至極もつともしごくに候。しかしながら其方とても存知の

通、過而勿憚改と聖語にも有之これあり

候。我等若年故に思慮不行届候て、此義は

あやまち候。夜中篤と相考候て、過と

申処に心づき候付、今朝は急度改候。

しかれば老女へ昨日の申渡は弾正不念にてあ

やまり入候間、是非に堪忍いたし候て、早々

外へ遣しくれ候やうにと其方相頼可申

候。

*もし自分に過失があれば、こころに従つてすぐにも改めることだ。

しかしそんなことはわたくしだけのことで済みますが、

君主が約束を破ったということになりましたは、家臣の信

頼がなくなりますので、どのようにお考えになられたとし

ても、このことだけは、そのままにされますように」

と申し上げたところ、

「なるほど、一応はもつともなことではある。しかし、そ

なたも知っているように、『過あやまちては改あらたむるに憚はばかことな

かれ』と孔子も教えておられる。我等は歳が若いために思

慮不足で、決断を誤ってしまった。夜中ずっと考えてみた

が、誤った決断であったことに気がついたので、朝一番に

改めたのである。それゆえ、老女には、昨日は許可をした

が、それはわたしの落ち度であったのであやまる。どうか

許してくれて、すぐに侍女に暇を出すようにと、その方に

頼むのである。

あやまり入たるいりとあるは千万恥辱せんばんちじよくのやうに其方そのほう
とでも可存候ぞんずべくそうらへ共ども、よくよく考候かんがえそうらへば、此度このたび
の儉約けんやくは家中かちゆうの上下数千人かみしもすうせんになんを始め、町々在々まちまちざいざいの
人民じんみんまでを不便ふびんに存候ぞんじそうろうに付つき、何とぞ銘々めいめい
省略しょうりやくいたし、取続とりつづかせたき存念ぞんねんより起たるこ
とに候そうらへば此旨行届候このむねゆきとどきそうろうぎかんよう義肝要ぎかんように候そうろう。
我等老女われららほじへ誤入ぞんぜずそうろう候体これありそうろうの義ぎはいくつつ有之候これありそうろう
ても、我等恥われららほじとも不存候ぞんぜずそうろう。

あやまるなどということ、このうえもない恥のように、
思うかもしれないが、充分注意して考えてみれば、このた
びの儉約は、家臣数千人はもとより、町や村の人々すべて
をあわれでかわいそうだと思ひ、どうかそれぞれがいろい
ろと質素にして暮らし、それがなんとか引き続いていくよ
うにどの思ひからであるので、その思ひがすべてに行き届
くことが特に大切なことである。
だから、このたびのように老女にあやまって直してもら
うというようなことが、どれだけあっても、わたしは恥だ
とは思わぬ。

一國いっこくを持もちこたへざる時は、先祖せんぞへ対たいし奉たてまつり天下てんか
後世こうせいへ対たいし申もうしわけも無これなく之、莫大ばくだいの恥辱ちじよくに候そうらへ
ば是位これくらいの恥はじにはかへがたく候間、正直しょうじきに弾だん
正誤じやうあやまり入いり候。かんかんにんを致いたし候様そうろうやう
可申渡もうしわた候と仰付おおせつけられ、早速さつそく右みぎの女おんなを外そとへ
御出おださせ被遊あそばされ候。

国が持ちこたえなければ、先祖に對し、世間せけんに對し、また後世に對して申しわけがなく、それこそとても大きな恥であつて、これくらいの恥には変えられないので、このたびのことは正直にあやまるのです。がまんをしてくれるように申してください」と老女に伝えるようにと家老に命じられ、すぐに侍女に暇を出されたのでございます。

さてまたごじしんめんい おめし あさゆう いちじゆういつさい おさだめ
扱又御自身綿衣を御召、朝夕も一汁一菜に御定
なられそうろうにつき ご かちゆうかみしもいちどう うちそとめんい ちやく
被成候 付、御家中上下一同に内外綿衣を着

し、相勤候 やうにと被仰渡候。

これによってごきんじゆうつぼねいちどう めんい あいなりそうら ども そと
依之御近習局一同に綿衣に相成候へ共、外

様にては年来奢侈の俗習にて、とかく綿衣を着

し不申候 付、一日御間談の序此義をことの外

御気のどくに思召候 段被仰聞候。

私申上候は、外様の者共綿衣着用不仕

候事、道理なる義に御座候。

そうしてまた、自らも着物は木綿とされ、朝夕の食事も一

汁一菜(飯のほかに汁一品、おかず一品だけの簡素な食事)

にすることを決められました。そして、家臣一同に対して

上着も下着も木綿のものを着て、勤めるように伝えられま

した。これによって、近習(殿様のそば近く仕える者)、局

(女官)はみな木綿を着るようになりましたが、世間では

ずっとぜいたくな暮らしになれてしまっており、ともする

と木綿を着ない。ある日、殿様とお話をしておりますとき

に、そのことにとても心をいためておられることをお伺い

しました。

そのとき、わたくしが申し上げましたのは、

「世間の者が木綿を着ないのにもわけがございます。

ねんらいびふく ちやくようしきた そのうえこくくん おぼしめしそろう
年来美服を着用仕来り、其上国君の思召候
よう いっこく うえ せわ ぞんじそろうひと これなく おのれおのれ
様に一國の上を世話に存候人は無之、己々
の身のうへきりの安楽をのみ願候は、凡下の
人情にて御座候。
左候へば先銘々衣服を快仕度存候筈
に御座候。但し其風俗を御移し替被遊候は、
人君の御徳に御座候へば、下々の義は御とんちや
く不被遊、御一人の御手前を御守り可被遊候。
やがて綿衣着用可仕候。物事気短には
不参事に御座候。ゆるゆると御移し替可被遊
候と申上候て退き申候。

長年のあいだ美しい服を着用してきましたし、そのうえ、
君主の心持ちのように、国のことに力をつくすということ
を誰もせず、自分の身の楽しみばかりを願ってきましたこ
とは、普通の人の感情です。
そんなことから、個人個人が心地よい衣服を着ようとす
るのでございます。
とはいえ、そうした世の中の流れを変えていくのは、君
主の御徳（りっぱな行ない）でございまして、下々のこ
とは気にかげず、ご自身ができることをきちんとされるこ
とでございまして。そうすれば、やがて下々も木綿を着るよ
うになるでしょう。物事はすぐには変わりません。ゆっく
りと変えていかれることでございます」
と、お伝えして退出いたしました。

その後またお伺いしたおりにお話されたのは、
其後罷出候節又々被仰聞候は、得と
あいかんがえそうろうどころ そとさま ものどもめんい きるをいたさずことし
相考候処、外様の者共綿衣を着不致事至
ごくもつとも そうろう
極尤に候。
われらめんい きき もうしそうろう なにほど けんやく
我等綿衣を着申候とて何程の儉約にも相な
らざること候へ共、それを着し候ことは、
これなく
このみ是を以て儉約を致し候と申にては無之、
たねんふによい かちゆう もの しよくろく
多年不如意にて家中の者どもの食禄をも貸上げ
置きそうろう かんなん いた そうろうぎ なにぶん
置候て艱難を致させ候義、何分にもいたはし
く存候付、せめて我等綿衣にても着用いた
あさゆう しよくみ へら そうろう しもじも
し、朝夕の食味とても減し候て、下々ととも
かんなん いた そうろう じんくん みぶん
ども艱難を致し候てなりとも、人君たる身分の
てんどう もうしぶん ぞんじそうろうところ おこ
天道への申分と存候心より起りたることに
そうろう
候。

その後またお伺いしたおりにお話されたのは、
「注意深く考えてみましたが、やはり世間の者が木綿の服
を着ないのは、当然のことです。」

わたしが木綿の服を着たとしても、どれほどの儉約にも
なりません、木綿の服を着るといことは、そのこと
みで儉約をしようというのではなく、長年のあいだ財政不
足で、家臣の禄（手当）も差し引いて支払うといったつら
い目にあわせたことを、気のどくでいたわりたいと思うこ
とから、せめて木綿の服を着て、食事も粗食にして、下々
の者といっしょに苦しもうと、それが君主たる者の天の道
に対する務めであると思う気持ちから始めたことにござい
ます。

しかるところせつしやめんい ちやくよう
然 処 拙者綿衣を着用とは申せども、下にはや
はらかに絹紬をかきね着用致し候へば、必竟
おもてむきめんい もうすみ
表向綿衣と申見せかけばかりにて候へば、外
さま しんぶくいたさずそうろう もつとも こと ぞんじ
様のものども心服不致候 こと 尤なる事に存
そうろう
候。

これよつてせつしやぎ した めんい ちやく そうら
依之 拙者義も下より綿衣を着し候はば、げ
にげに綿衣を着し 候 実義も相立可申と存
そうろうにつき なんどやく もうしつけ した めんい ちやくよう
候 付、納戸役へ申付、下より綿衣を着用い
そうろう もめん
たし 候 とて、木綿じゆばんの上に御家紋つきの
めんい かき ごちやくようなされそうろう
綿衣を重ね御着用被成候。

それなのに、自分は木綿を着ているといつても、下にや
わらかい絹つむぎを着ていては、結局、表向きだけは木綿
を着ているという見せかけだけになって、世間の人に従わ
ないのは当然のことだと思ひます。

そのため、自分自身も下着も木綿にすれば、本当に木綿
を着たという誠意も通じることであろうと気づきました」
と。

それで、衣服係りの役人に命じて、下着も木綿にして、
そのうえに家紋の付いた木綿の服を着られたのでございま
す。

わたくしもうしあげそうろう

私 申上 候 は至極御尤もなる御義に

ぞんじたてまつりそうろう ただ いちじゅういっさい ごいっしょうめしあがられ

奉 存 候。但し一汁一菜も御一生被召上、

めんい ごいっしょうお あそばされずよう つかまつりたく

綿衣も御一生御ぬぎ不被遊様に 仕 度

ぞんじたてまつりそうろう もうしあげしりぞ もうしそうろう

奉 存 候と申上退き申 候。

みぎ ごじつしん ほど かみしもしんぶくつかまつりそうろう

右の御実心ゆゑに程なく上下心服 仕 候て、

しつせいだいじん いっとう めんい ほか ちやくようつかまつらず

執政大臣より一統に綿衣の外は着用 不仕

そうろう

候。

しから せつけん まつりごとおこなわ そうろう おこなわ

然ば節儉の 政 行れ 候 も行れざるも、

くんじようおひとり じつふじつ これありそうろうこと もうどううたがいなく

君上御一人の実不実の有之 候事、毛頭無 疑

そうろう これまつた ねもと たちそうろうところ

候。是全く根本の立 候 処より枝葉におよび

もうしそうろう

申 候。

みぎ かじよう せつけん まつりごと えだは えだはさか

右四個条は節儉の 政 の枝葉にて、枝葉栄

もうしそうら はなみ しぜん もうすべきこと

え 申 候はば、花実自然につき可 申事に

べ ぎ ざうらう

御座 候。

わたくしは、「それは、きわめて当たり前のことと思いま

す。ですから、粗食も生涯を通して、木綿の服も生涯

着られますように」と申し上げて退出いたしました。

このようないつわりのない心持ちゆえに、間もなく家中

の者も、家老から下の者までみな木綿しか着ないようにな

りました。

このようなことですから、おだをはぶいて費用をきりつ

めた政治が成功するか、失敗するかは、君主が本心からそ

れをなさうとするかどうかにかかっていることは、すこし

も疑いようがございません。これは幹が、枝や葉に影響を

及ぼすということでございます。

以上の四か条は、おだをはぶいた質素な政治のありかた

の枝や葉の部分のことでありまして、この枝葉がさかんに

繁るようであれば、花や実は自然につくのでございます。

野芹下

のせりげ
はなみ かじよう

花実五個條

○梅の木に梅の花のひらき、桜の木に桜の花の
うめ き うめ はな さくら き さくら はな
 咲候は、天地自然の道にて候。梅の木に桜の
さきそうろう てんち しぜん みち そうろう うめ き さくら
 はなをさかせ、桜の木に梅の花をひらかせ候事
さくら き うめ はな そうろうこと
 は、造化の巧にても出来ざる義に候。然ば其
ぞうか たくみ でき ぎ そうろう しから その
 花を見て其木を知り候事、定りたる義に候。
はな み そのき し そうろうこと さだま ぎ そうろう
 但しはなの咲と申にも兩種御座候。根本の
ただ さく もうす りようしゅごぎ そうろう ねもと
 恵つよき木にさき候花はいかにも色美しく
めぐみ き そうろうはな いろうつく
 咲候て、さかりも久しく其上花は十ひらき候
さきそうろう ひさ そのうえはな じゆう そうら
 へば、実は八つ九つ結び申候。

野芹 後

花と実の五か条

○梅の木に梅の花が咲き、桜の木に桜の花が咲くのは、こ
 の世の中であたりまえのことです。
 梅の木に桜の花を咲かせ、桜の木に梅の花を咲かせるこ
 とは、ものを作り出すことがどんなにじょうずでもできる
 ことではございません。
 ですから、花を見てその木がどんな木かを知ることが、
 決まりきったことなのです。
 でも、花の咲き方には二つの種類があります。
 根元がしっかりとした木に咲く花は、とても色が美しく
 長いあいだ咲き誇り、そのうえ、花が十咲けば実が八つか
 九つもできるのでございます。

ねもと めぐみ みのき せうら はな たくさん
根本の恵うすく身木いたみ候へば、花は沢山つ
き候ても、いろつやなくかせ候て、さかりも
短く、花が十ひらき候ても、八つ九つはむ
だ花にて、実はとまり不申ものに御座候。
仍之植木を好候人は、根本の養ひを専一に
して、身木の栄を悦び、花の沢山につき候を
嫌ひ申候。花を不愛には無之候へども、むだ
花多ければ身木のやせ候を嫌ひ候故にて
候。素人は花だに多く咲候へば、一春一秋の
盛を愛し悦候ゆる身木も能たち不申候。

いっぽう、根元が弱く幹自体もいたんでいるような木で
あれば、花がたくさん咲いても色つやがなくひからびて、
盛りの時期も短く、花が十咲いても、八つか九つかはむだ
花で、実がつかないものでございます。

ですから、植木好きな人は、根元の養生に打ち込んで、
幹がりっぱになることは喜びますが、花がたくさん咲くこ
とはきらうのでございます

それは、花を愛していないのではなく、むだな花がたく
さん咲けば幹がやせてしまうことをきらうからなのでござ
います。

植木のことを知らない人は、花さえたくさん咲けば、春
や秋の満開のひとときをめでて、喜びますので幹がよく育
たないのでございます。

かこく ふうぎ くさき はな ごと
家国の風儀は草木の花の如し。しまりたる国は実
おお はなすくな
多く花少し。ふしまりなる国には花のみにて実な
し。

これ ねもと くんどく
是ひとへに根本の君徳よりあらはれたる花実にて
そうろうゆえ けんめい くんじょう あり
候 故に、賢明の君上に在せば、下にはでなる

ふうぞく じつぎ きだておお あんぐ くんじょう あり
風俗なく実儀なる気立多し。暗愚なる君上に在

しも
せば下にはでなる風俗多く実儀なる気立少し。
くに こうすい ふうぞく こうはく
国の興衰は風俗の厚薄により 候 事故に、人君は

ふうぎ せわ たま
この風儀を世話やき給ふことにて御座候。
ふうぞく ひきたてそうろうみなもと ぶんぶにどう
風俗を引立候 源は文武二道をはげみ給ふよ

ほか ごぎなくそうろう
り外は無御座候。

国家の姿は、草や木の花のようなものです。よく治まっ
た国は、実が多くて花は少ない。ゆるんだ国は、花は咲い
ても実が成らない。

これは、ひとえに根元である君主の徳（道徳・人を感化
させる力）の違いによって現れた結果の花であり実であり
ますので、賢くて道理に明らかな君主のもとであれば、下々
の者に、はでな風俗がなく、しっかりとした心持ちの者が
多い。しかし、愚かな君主のもとであれば、下々の者に、
はでな風俗が多く、しっかりとした心持ちの者が少ない。

ですから、国が栄えるか、おとろえるかは、この風俗の
程度によりますので、君主はこうした風俗のありかたの
面倒をみることでございます。

風俗を引き立てるためのみなもとは、文芸と武芸の二つ
のことに励むしかございません。

ぶんどうおこなわ ほうら こうていちゆうしん じんぎれいじよう ふうぎ
文道行れ候へば孝悌忠信、仁義礼讓の風儀
おほ ぶどうおこなわ ほうら しつそとんぼく とくじつれんち
多く、武道行れ候へば、質素敦朴、篤実廉恥の
ふうぎおほ あいなること そうろう ふうぎただしき ふそく もと
風儀多く相成事に候。風儀正敷は富足の元、風
ぎたいじやく ひんきゆう ござそうろう
儀怠弱なるは貧窮のもとに御座候。
にんじよう ござそうろう われ わがどう
○人情はうつりやすきものに御座候。我と我同
し まじわり へいせいしたし そうろう そのひと ふう
士の交にても平生親み候うちには其人の風
ぎ もうしそうろうこころ これなくそうら ども
儀をさのみまね申候心は無之候へ共、いつ
そのふうぎ うつ そうろう
のまにか其風儀の移り候ものに候。

学芸の道が行なわれれば、父母に孝行をつくし、よく兄
や目上の人に仕え、まごころをつくし、正直で、思いやり
深く、礼をつくしてへりくだる行ないが多くなります。武
芸が行なわれれば、生活がぜいたくでなく慎ましく、正直
でいつわらず、人情が厚く誠実で、心が清らかで欲がなく、
恥を知る行ないが多くなるものでございます。

このように風俗が正しいのは、豊かさのもとですが、正
しい風俗がたるんで弱まるのは、貧しさのもとにございま
す。

○人情（人の心）は、移りやすいものです。

親しい人とのつきあいでも、ふだん親しくしているとき
に、その人の行ないをまねようとは思っていないなくても、い
つまにかその人の行ないが移ってしまうものなのでござい
ます。

ましてや君上と奉仰候御方の御風儀は、

高嶺よりおろし候大風の如く、棊の草木いづ

れか靡きふし申まじきや。

仍之人君御平生篤実質素を御好み被遊候て、

かりにも浮花風流なる御物好の無之時は、下は

自然とかざりをやめて質をつとめ候。

文学行れ候へば、人々道理に明らかに相成

候。武術はやり候へば、華奢風流にながれ

不申候。

酒宴歌舞は人心を盪し候根元にて候。節儉

の道は費用のおこる処を防ぎ候事肝要に候。

とりわけ、君主として仰がれるお方の行ないは、高い峰

より吹きおろす大風のように、麓の草や木のすべてがなび

きます。

ですから君主がふだんから、人情に厚く誠実であること、

質素であることを好まれて、少しも浮ついたはなやかなも

のを好まれないときには、下々の者は自然と飾り立てるこ

とをやめて、実質の暮らしをするようになるのでございま

す。

学問が行なわれれば、人々は守るべき道をきちんとする

ようになります。武芸がさかんになれば、ぜいたくをしな

いようになるのでございます。

酒盛りや歌い舞うことは、人の心をまどわす根本です。

儉約してむだをはぶく方法は、費用のかかることをしない

ようにすることが、特に大切でございます。

さてまたぶんぶ もうす くるま りようりん ごと
扱又文武と申こと車の両輪の如くひとつも廃 はい
そうろう し候ては、政 行れ不申候。
そのうち ぶん どくしよ とうり わきま とうり みちゆえ
其内にも文は読書にならひ道理を弁へ候道故
ひと かしら そうろうひと これ あき そうら
に、人の頭になり候人だに是に明らかに候へ
ば、ともかくも下を取扱ひかね不申候。
しもじも とうり ひとりあつか もうさずそうろう
その下々は道理にくらき人有之候ても、かしら
とりあつか しだい いっしょう まつとう もうすべき
の取扱ひ次第にて一生を全し可申ことに
そうろう ぶ みち うまけんやり わざ かねそうろう
候。武の道は馬劍槍の技を兼候ことにて、
こころばかりぶ ぞんじそうろう わざ ちよう とき よう
心計武を存候ても技に長ぜざる時は用に
たちもうさずそうろう
立不申候。

そしてまた、学問と武芸は車の両輪のように、どちらもそろっていなければ、政治を行なうことができません。

なかでも学問は、人の行なうべき正しい道をわきまえるものですから、指導者となる人だけでも明らかにすることができれば、とにかく下々の者の指導を誤ることはございません。

下々の者で人の行なうべき正しい道がわからないという人があっても、指導者の指導次第で、その一生を無事に過ごさせることができます。

武芸の道は、乗馬、槍、やり 剣の技術を備えることであって、心構えだけ知っていても、実際の使い方を極めていなければ何の役にも立たないのでございます。

わぎにだに長じ候へば上の宰配次第に用をな
し候こと故に、中以下はおしなべて不致候
てはならぬ道に御座候。

道理に明らかなる人は、身分不相応の驕を致し、
非義の立身出世をも願ひ不申候。

技芸を嗜候人は、飲食衣服の物好き薄く、未
練さもしき追従は自然と不仕候。是何の故
と申こともなく、元来好み候処文と武と二道
より出ることにて、人の風儀このふたつに御座
候。

実際の使い方を極めておれば、命令次第でどのようにも
役立ちますので、中間職以下の者はすべて実際の使い方を
極めていなければならぬのでございます。

人の行なうべき正しい道をわきまえている人は、自分に
ふさわしくない思い上がりをするのではなく、道理に合わ
ない立身出世を願うこともございません。

技術を極めている人は、食事や服装のこだわりが少なく、
心残りでいやしくこびへつらうことをいたしません。

それはどうしてかというまでもなく、もともと興味をも
つことが、学問と武芸のふたつの道から生まれ出てくるも
のであって、人の態度は、このふたつにあるからでござい
ます。

たとへ聖人せいじんの本経ほんけいに叶かなひ不申もうさず候そうろうても、人情にんじょうを

はづれ候そうろう程ほどの過わざわいは少すくなく候そうろう。唯ただつまるところ処ところ

人情にんじょうを敗やぶり君父くんぷをわすれ候そうろう事は、元来がんらい奢靡いしゃひの

心こころより生しょうじ候そうろう儀ぎに御座ござ候そうろう。

むかし賢明けんめいの君きみ、御夜食おやしよくの御給仕おきゆうじを仕つかまつり

候そうろう御小姓おこしやうの内壺人うちいちにん着用ちやくよう仕つかまつり候そうろう袴はかまをつく

づく御覧被遊ごらんあそばされ候そうろうて、その方ほうの袴はかまは何なんと申もうすも

のぞと御尋被遊おたずねあそばされ候そうろう付つき、其人そのひと謹つつして是これは茶宇ちやう

にて御座ござ候そうろうと申上もうしあげ候そうらへば、以もつての外御氣立損ほかおきだてそん

じ御箸おはしを下したにおかせられ、其方そのほうは心得違こころえちがたるも

の哉かな。

このようであれば、たとえ、尊うやまつき人の教しよえにかなって
ないとしても、人の心こころを離はなれてしまなうような過あやちをするこ
とは少すくないものでござごいます。

つまるところ、人の心こころをなくし、主君しよきみと父ちちを忘わすれてしま
うようなことは、もともと身分身分を過あやぎたおごりの心こころから生う
まれ出てくるものなのでござごいます。

むかし、賢ちかくて道理道理に明あるい君主しよきみが、夜食やしよくの給仕きゆうじをする小
姓しやうのひとりひとりが着はかしていた袴はかまをつくづくつくづくと御覧ごらんになつて、

「そのほうの袴はかまは何なんと申もうすものか。」
とたずねたところ、その者そのひとがかしこまつて、

「これは茶宇ちやう（茶宇ちやう縞うらじまの絹織物きぬおりもの）でござごいます。」

と申し上げたところ、とても気分気分を害がいされて、お箸おはしを下したに
おかれて、「そのほうは、考かんえ違ちがいをしてしておる。

よなか
世の中はやうやうきのふけふちとをさまりたるに、
もはやそのほう

最早其方ふぜいの者のさやうなる奢を仕るか、
もの おごり つかまつ

名もしらぬものを着用仕てと御意遊され、御膳
ちやくようし ぎよいあそば ござん

も不被召上候 由ふるき記録にも見え候。
めしあがられずそうろうよし きろく み そうろう

賢明の君奢靡風流を悪み給ふこと、古今一揆に
けんめい きみしゃひふうりゆう にく たま ここんいつき

て御座候。

○御屋敷の風儀は御領分の風儀に相成申候
おやしき ふうぎ ごりようぶん ふうぎ あいなりもうしそうろう

こと、千里も比隣の如くに御座候へば、まづまづ
せんり ひりん ごと ござそうら

御家中の風儀を第一に被為附御心度儀に
ごか ちゆう ふうぎ だいいち おころつけなされたきぎ

ぞんじたてまつりそうろう
奉存候。

世の中がやつと昨日今日少し治まったばかりというのに、
きのうきょう

もうその方のような者が、そんなぜいたくをしておるのか。

普通のものを着用せよ」

とご命令され、食事も召し上がられなかつたと、古い記録

にもございます。

賢くて道理に明るい君主が、身分に過ぎたおごった行な

いを非難されることは、昔から今に至るまで同じなのでご

ざいます。

○君主の家の風習が、その国全体の習慣になつてしまつと

いうことは、もともととてもへだたっているようにみえて

も、すぐに影響を及ぼしてしまふこととございますので、

ともかくその家の習慣をまず第一にお心がけなさることで

ございます。

ぜんだんもうしあげそうろうとおひ、このままひようへらされそうろう
前段申上候通、此終にて費用を被減候よ
ほか、さいようたこれなきぎぞんじたてまつりそうろう
り外に財用の足しかたは無之儀と奉存候。
ごりようぶんぎまえまえねんぐうんじようのこすところなくおとり
御領分の義は前々より年貢運上無残所御取
かせぎじゆうぶんよしつたえうけたまわりそうろう
稼も十分の由伝承候。
さそうらこのうえじゆうれんめいぜらるべきさまござなく
左候へば此上の重斂を可被命様も無御座
そうろうたしやくたちようもうすときびんちゆうきりばないけそうろう
候。他借立用と申時は瓶中に切花を活候
たとえいったんうつくあいみえそうろうみょうねん
譬にて、一旦は美しく相見候ても、また明年
さきいでそうろうたねござなくそうろう
咲出候種は無御座候。

いままで申し上げてきましたように、こうしたことによ
つて費用を減らされるよりほかに財用を運用する方法はご
ざいません。

お国のことにつきましては、以前より年貢やそのほかの
税をすべて収納され、収入も十分であるとお聞きしており
ます。

そうであれば、さらなる納税を命ぜられることもないこ
とと存じます。

借金によって立ちゆかせるというのは、花瓶に切花を生
けるといふことであって、そのときは美しくても、また来
年に咲く種はございません。

よねざわせつけん
米沢節儉のはじめ、御城下遠き在々へは、号令
ゆきとどきもさすさうらうところ 御近習相勤 候者の父
いんきよ 隠居にて、其砌遠在へ遊山に参 候て、日比心
やす 易く 仕 候 有徳なる名主のもの宅に止宿
つかまつりさうらう

仕 候。

そのよすえぶろ 其夜居風呂へ入 候 付、衣類をぬぎ置 候て、
いりさうらうにつき いるい おきさうらう

べにぞめ 紅染の木綿じゆばんばかり屏風に打かけ置 候
もめん びようぶ うち おきさうらう

ゆ 湯を遣ひ 候 を亭主見申 候て尋 候は、
つか さうらう ていしゆみ もうし さうらう たずね さうらう

なにゆえ 何故にそまつなる木綿じゆばんを各別大切に被成
かくべつたいせつ なされ

さうらう 候哉と戯れ 候 付、さればこのじゆばんは
たわむ さうらうにつき

どうと 尊き子細有之 候。
しさいこれありさうらう

米沢の上杉家が、むだをはぶいて費用をきりつめた政治
を始められたとき、城下から遠く離れた村々へは、なかな
かその指図さしずも行き届きませんでした。そうしたおり、殿さ
まのそば近くに仕える者の隠居した父親が、遠くの村に遊
びに出かけ、日ごろから親しくしている人望のある名主なぬし
の家に宿泊しました。

その夜、風呂に入るため衣服を脱いで、紅染めの木綿の
襦袢じゆばん（和服用の下着）を屏風びようぶにかけられて、湯につかわれ
るようすを、その家の亭主が見て、

「どうして、こんな粗末な木綿の襦袢をこのように大事に
されるのですか。」

と、笑いながら聞いたところ、

「この襦袢には大事なわけがあるのです。」

われらせがれ ぞんじ とお やかたさまおちようずばん あいつとめおり
我等忤は存知の通り屋形様御手水番を相勤居
そうら おめしください はいりよういた こと そうろう
候へば、いつも御召下を拝領致す事に候。
このじゅばんも御召下に有之候。年寄には紅
ぞめ くすり そうら われら ちやくよう そうろうよう
染が薬に候へば我等に着用いたし候様にと
せがれ もうしそうろう これによつて ちやくよう そうら
忤が申候。依之かやうに着用はいたし候
ども おあかつき もつたい そうろうあいだ へいぜい
へ共、御垢付のことなれば勿体なく候間、平生
これ した おきもうさずそうろう はな そうら
是ばかりむきと下には置不申候と嘶し候へば、
ていしゆいつかない もの よびあつ いただ
亭主一家内の者を呼集め、じゅばんを戴かせ
そうろう なみだ なが もうしそうろう さて ありがた おんこと
候て涙を流し申候は、扱も扱も有難き御事
ごぎそうろう
に御座候。

わたしのせがれは、あなたもご存知のように、お殿さま
の手水場番（便所番）を勤めておりまして、いつもお殿さま
まが身につけられていたものをいただいております。この
襦袢もそうなのでございます。

年寄りには紅染めが薬にもなりますので、父上が着てく
ださいとせがれが申しました。それでこのように着用して
いるのですが、お殿さまが着ておられたものであるので、
もつたいなくて、いつもこの襦袢だけは粗末そまつに下には置か
ないようになっているのですよ」
と、はなしました。

それを聞いた亭主が家族のものを呼び集め、その襦袢を
頭にかけて涙を流しながら、

「まったく、まったく、ありがたいことです。」

先達せんだつて在ざい々ざいへ御お触ふれの趣おもむき、屋形やかた様さまにも木綿もめん衣いを
被め為し召な候せう間ま、下しも々じもは猶な更さら絹けん布ぶ等などは停ちよう止じ
可つか仕まつ旨むね被お仰お渡わた候せうへ共ども、我われ々われ存ぞん候せうはこれ
は下しも々じもへ奢おごりを戒いましめ給たまふ御ご方ほう便べんにて可これ有ある之べく、何なんと
て十五じゆうご万まん石ごくの殿どの様さまが木綿もめんを可め被し為な召さ哉やと実じつ心しん
信用しんよう不つか仕まつ、只ただ今いま現げん在ざい拜はい見けん仕つか候せうて驚おどろ入きいり
候せうろう。

先日の村々へのお達しにも、このたびの儉約にあたり、
お殿さまにおかれても木綿の衣服を着用されているので、
下々の者にあつてはなおさらのこと絹の衣服などを着用し
ないように、と申しわたされましたが、わたくしどもは、
これは下々の者のぜいたくをいましめるためのお話であつ
て、どうして十五万石のお殿さまが木綿などを着られるこ
とがあらうと、ほんとうのところ信用していませんでした。
でもいま、この木綿の襦袢を拝見しまして驚きました。

おんみ つけなされそうろうおしためし われわれ ちゃくようつかまつり
御身に被為附候 御下召だに我々の着用 仕

そうろうどうよう もめん
候 同様の木綿にて、かやうにそまつなる品を

めしなされそうら ゴあさゆう いちじゅういちさい
被為召候へば、御朝夕の一汁一菜もさぞさぞと

もつたい おんことにござそうろう もうしそうろう ひどり むすめ
勿体なき御事御座候と申候て、一人の娘

よめいりいた もうすべし したくしおきそうろういるい うち
を嫁入致させ可申と支度仕置候 衣類の内には、

きぬつむぎ たぐい これありそうろう よそ もたせつかわ
絹紬の類よほど有之候を、他所へ為持遣し、

みなみなうりはらいそうろう ことごと もめんい
皆々売払候て、悉く木綿衣にとりかへ嫁入

いた そうろう
を致させ候。

ぎ きんごうつた うけたまわ しぜん ひやくしやう
この義を近郷伝へ承り、自然と百姓どもも

かんぶくつかまつり いっとう ごけんやく おふれ あいまもりそうろうぎ
感服 仕、一統に御儉約の御触を相守 候儀に

あいなりもうしそうろう
相成申 候。

お殿さまが身につけておられる下着ですら、わたくしど

もが身につけておりますものと同じ木綿でありまして、こ

のような粗末な品物を身につけておられるということであ

れば、朝夕のお食事も一汁一菜としておられることも本当

のことでございましょう。何ともつたいないことでござい

ましよう」

といって、娘を嫁入りさせるためにしたくをしておいた衣

類のなかには絹つむぎのたぐいもたくさんあったのですが、

それをよそへ持って行ってすべて売り払ってしまい、全部

木綿のものに取り替えて、嫁入りさせたのでございませう。

このことが近在の村々にも伝わって、自然と百姓も深く

感心して敬服して、みんなが、「儉約しなさい」との命令を

守るようになったのでございませう。

根ある木に花の付候は歴然のことと奉存候。

候。

○草木の生を見候に、一ケ年の内に実植より花咲実のるもの有之、五年十年を過花咲みのる物も有之候。数百年をたもち候木には、年を経も申候ては、花咲みのることは無之候。家國は長久なるもの故に、政も一旦の功を見ず、幾久敷利に相成候義を第一に可仕事に候。眼前の利を急ぎ候へば、必國運をちぢめ候もとひにて候。儉約の政も末永く心静に勤不申候ては全功を難得候。

このように、根の張った木に花が咲くことは、明らかなことでもございます。

○草と木の成長をみると、一年のうちで植えてから花が咲いて実がつくものがあり、五年十年を過ぎて花が咲き、実がつくものがございます。数百年もの長さを保つような木は、年数を経なければ花が咲き、実がつくというようなことはございません。

国家は、長く続くものですから、その政治も一時的な功績を見るのではなく、末永く続く利益を最も大事にするにとでございます。

目の前の利益をとにかく得ようと急ぐならば、必ず国家の運命をあやうくする原因となります。儉約の政治も、これから先、ずっと心を落ち着けて進めていかなければ、その成果を得ることはできないのでございます。

近來世中に勝手直しと申流有之候て、大分ぶんの金銀きんぎんを持もちいれ、一旦いったんに財用ざいようの融通ゆうずうをつつけけ候こうへ共ども、十年ねんとは不す過ぎ、もとの不ふ勝か手つてへ立た戻もどり候こうは、一年ねんきりの草木くさきに花はなさき実みのるが如ごとく能よく心こころ得え候こうて、其その実みを植うえ候こう人そ有う之ひ候こはば相そう続ぞくも可つか仕ま候つへ共ども、人にん情じようは安やすきには安やすんじ易やすきものにて、只ただ今いままで苦くるしきより俄にわかに楽たのしきに出いで候こうへば、始はじめの苦くるしきを忘わすれ、いつまでもかやうに楽たのしきものこころと心こころ得え候こう故ために、忽たちまちもとの苦くるしみに帰かえり候こうことごとに御座候ござそうろうゆえに、知ち者しやの仕し事ごとは松しょう柏はくを植うてさひさかり久ひさしきを専せん一いつに、いつまでもおなじことを勤つとめ候こうて怠おこたらざるを善ぜん政せいと申もうし候こう。

このごろ、世間では「勝手直し」などと言って、たくさんのお金を一時的に準備して、とりあえず財用のやりくりをしても、十年とはもたず、またもとの財政不足の状態になつてしまうのは、一年草に花が咲き、実がついたことであると、よく理解していなければなりません。それをずっと育てる人があれば続くことも可能ですが、人の心持ちとこの目は目先の都合のいいことには従いやすく、これまでの苦しきから急に楽になると、それまでの苦しみを忘れてしまつて、ずっとこの楽が続くものと思つてしまうために、すぐにもとの苦しきにもどつてしまうのでございます。ですから、道理をわきまえた人の仕事は、常緑樹を植えて、盛んな時期がいつまでも続くように、ずっと同じことをして、それをおこたらないようにすることを、善い政治というのでございます。

人君の御仕事は御一代きりの事にては無之候、
御子孫代々御長久の道を可被思召事に候へば、
一旦の華美を御好み被遊まじき御事に候。
さて長久に儉を守り候には、先人情を定
め風俗の敗ざるやうに、二十年も三十年も同じや
うに御世話被遊候御心ならでは、成功は見え
不申候。二十年三十年と申事は、君上の御実
心より出不申候はでは堅固には立遂不申候。
日に一日を慎むと申候て、まづまづゆくすゑ
の成不成は御とんちやく不被遊、今日今日を御大
事に御守可被遊候。

君主の仕事は、一代限りのことではございません。子孫
代々続く永久のものですから、一時のはなやかさを求める
ようなことのないようになされることでございます。
さて、末永く儉約を守られるためには、まず人の心持ち
をきちんとして、そうした気風が乱れないように、二十年
も三十年もいつも変わらぬように面倒をみられるお気持ち
がなければ、成しとげることはできないのでございます。
二十年、三十年ということは、君主のまごころから出た
ことでなければ、しっかりと成しとげることはできないの
でございます。
「その日その日を反省しつつ慎み深く暮らす」といいまし
て、まずは将来の成功、不成功は気にかかけず、その日その
日を大切に守ることでございます。

きようひやくきん ごひよう ろくしちじゆうきん おくら あそばされ
今日百金の御費用を六七十金にて御暮し被遊
そうろう またあす またあす おな なか ごかん

候て、又明日も又明日も同じやうに永く御堪

忍被遊 候より外は無御座 候。

せつけん ほんい おお たくわ そうろうぎ これなく おごり
節儉の本意は多く蓄へ候義にては無之、奢

もうさずそうろうよう まもりそうろうぎ ぞんじたてまつりそうろう
不申候様にと守候義と奉存候。

つち はつ み うえそうろう やしな
○土を発し実を植候て、さまさまに養ひをかけ

てあて つかまつりそうろう ふたば しょう えだは
手当を仕候て、二葉を生じ枝葉とわかれ花

をさかせ実をならせ候ことに候。

むろぎき うめ たいぼく できもうさずそうろう のうえ
室咲の梅さくらには大木は出来不申候。野植

つかまつりそうろう こころ やしな あげそうろう そのじせつ
仕候て心をつけ育ひ上候、其時節にも

いた はな み そうら おやき これありそうろう
至り、花さき実なり候へば、親木の有之候う

なおまた みうえ つかまつりそうろう また おやき つかまつり
ちに、猶又実植を仕候て、又の親木に仕

そうら みごと うめざくら もうさずそうろう
候へば、いつも見事なる梅桜たえ不申候。

今日、百両かかる御費用を六七十両でお暮しなされ、そ

れを明日も、また明日も、と同じようにがまんして続けら

れるしかございません。おだをはぶいて費用をきりつめる

ことの本当の意味は、多くたくわえるということではなく、

ぜいたくをしないようにと、それを守っていくことでござ

います。

○土に種を植えて、いろいろと養生し、手をかけて育て、

やがて二葉の芽が出て、木となって枝や葉が繁り、花が咲

き実をならせるのでございます。

外気に触れないような室むろのなかで咲かせた梅や桜には大

木はできません。自然の広いところに植えて、心を込めて

世話をして育て、やがて時節が来て、花が咲き実が成った

ならば、親の木があるうちに、また種をまいて育て、それ

がまた親の木に育てば、いつもみごとな梅や桜が絶えるこ

かこく せつけん かくのごとくごぎそうろう きよう へら あす
家国の節儉も如斯御座候。今日を減し、明日
を減し減を積て不足を足し、財用生じ候へば
実植の手当を仕候て、いつまでも風儀奢侈
に不相成様にと、御子孫の計を被為貽候事に
候。千万も君心を根本にして、枝葉花実さかえ
候事に候へば、偏に君心鉄石の如く、御固め
可被遊義と奉存候。

とはございませぬ。

国家のおだをはぶいて経費をきりつめることも、このとおりなのでございます。今日を少なくし、明日も少なくし、こうして何事も少なくなることを積み重ねて、不足のところを補い、そうして財用ができたならば、種をまいて育てるようにして、いつまでも暮らしぶりがぜいたくにならないようにと、子孫に至るまでの御計画を持ってすすめられることでございます。

限りない多くのことが、君主のお心を根本にして、枝や葉や花や実が繁るのですから、ひたすら君主の心持ちを、鉄や石のように極めて堅固にされるべきであると存じます。

人情は貴賤となく他を願ひ申ものに候へ共、
令問 広誉施於身所以不願人之文繡也と孟子
も被申候 通、匹夫匹婦の身にても美名を一世
に顕し候 人は、人の尊位高禄美衣甘味はうら
やみ不申義に候。 況 人君と被為成、固より尊
位尊爵に被為居候 上には、別に御願可被遊
事は無之筈に候。

人の心の自然の働きといえますものは、身分や地位が高
い人とか、そうでない貧しい人だとかを問わず、みな別の
ものを求めるものでございますが、「令問〔『孟子』では「聞
である」〕広誉身に施す、人の文繡を願わざる所以なり（良
い評判や名誉が身につけば、文繡〔刺繡入りの豪華な服〕
で身をまといたいたいなどとはもはや思わなくなる）」と、孟子
も申しておられるとおり、身分の低い（道理に暗い）者ど
もであっても、りっぱな評判を、生きている間に立てるよ
うな人は、尊い位や、多額の禄高（給与）や、美しい衣服
や、うまい食べ物をうらやむようなことはございません。
まして、人の君主となられ、初めから尊い位におられるか
らには、それ以上に別に何かを願われることはないはずで
ございます。

もはやこのうえ まつだいまで 賢君 けんくん とうたはれ給ふより、
最早此上には末代迄も賢君とうたはれ給ふより、
外に御志願は御座有間敷義と奉存候。賢君
おんどく 仁道 じんどう に勝り候ものは無御座候。仁者
み 仁 じん を殺して仁をなし、生を求めて仁を害せずと孔
ふうし 夫子も被仰候。

いまとなつては、末代までも賢い君主とほめたたえられ
るようになることしか願うことはないものと存じます。賢
い君主の人格の立派さ（徳）ほど、人としてふみ行なうべ
き道として、すぐれたものではありません。

「立派な人は、命が惜しいからといって、思いやりの心を
なくすことはない。命をなげうってでも、おもいやりの心
をなしとげることがある」と、孔子もおっしゃってみえま
す。

*「子曰く、志士・仁人は、生を求めて以て仁を害なう無く、
身を殺して以て仁を成す有り」。『論語』「衛霊公第十五」。

嚶鳴館遺草卷第一

いっしん ころ そろろう ねが じんとく ごぎ
 一身を殺し候ても願ふべきは仁徳にて御座
 そろろう いわんやきょう ごくろう かさねなされそろろう
 候。況今日いかばかりの御苦勞を被為重候
 おんみ そこなわれそろろうほど ぎ これなくそろら なにぶん
 とも御身を被損候程の義は無之候へば何分
 ごせつけん おつとめあそばさるべきおんぎ ぞんじたてまつりそろろう
 にも御節儉を御勤可被遊御義と奉存候。
 みぎ じょう けんやく まつりごと はなみ はなみ
 右五カ条は儉約の政の花実にて、花実を
 ごらんあそばされそうら おたの
 だに被遊御覧候はば、いかばかり御樂しみな
 おんぎ ごぎあるべき ぞんじたてまつりそろろう
 る御義に可有御座と奉存候。

自分の命を投げつても願うべきことは、仁徳（立派な
 人格）でございます。まして、今日どれだけの苦勞をされ
 ましても、体を害するといふようなことはありませんので、
 何といつても御節儉を努められるべきでございます。

以上述べました五つのことは、儉約の政治の花と実
 でありまして、この花と実だけでも御覧になれば、ど
 れほどかお楽しみのことかと存じます。

おうめい かんい そうまきの だいいち
 嚶鳴館遺草卷第一